

監査委員公表第7号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年7月27日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎
同 柳 下 雅 子

1 監査の期間

平成30年6月27日から平成30年7月26日まで

2 監査等対象機関

健康子ども部保育・青少年課

福祉部保険年金課

福祉部高齢介護課

総務部収納課

総務部税務課

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の方法

対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業執行、補助金等、財産管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取した。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

○留意事項及び軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。（健康子ども部保育・青少年課、福祉部高齢介護課）

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。（福祉部保険年金課、総務部収納課、総務部税務課）